

基本政策 Ⅲ 人を育て心を育むまちづくり



【基本施策 Ⅲ-1-(1)】安心して子育てできる環境づくり

主な取組① 地域における子育ての支援と拠点づくり

■現状と課題

- 核家族化の進行、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している中、子育てに関する相談体制の充実や子育てに関する地域活動への支援など、地域の実情に応じたきめ細やかな子ども施策を展開する必要があります。
- 多様な主体と連携しながら、地域子育て支援センター等を活用した親子が共に育つ環境づくりなど、地域における子ども施策を展開する必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 地域における子ども支援の拠点である区役所を中心として、関連部局と連携を図りながら、多様な主体とともに地域の実情にあわせた効果的な子ども施策を展開します。
- 「地域子育て支援センター」については、地域バランスを考慮しながら、子育て全般に関する専門的な支援拠点として、民間保育所併設型を新設するとともに、こども文化センターを活用した子育て支援センター等の事業内容の充実に向けた取組を進めます。



地域子育て支援センターの様子

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013 年度)の具体的な取組	2014 年度以降
総合的な子ども支援事業(再掲) 総合的な子どもの支援を実施します。	●区が主体となり地域の実情にあわせた総合的な子どもの支援を実施	●区役所を地域における子育ての拠点として、地域の実情にあわせた総合的な子ども支援施策を実施	事業推進
地域子育て支援体制の確立(地域子育て支援事業) 地域子育て支援センターを効率的に活用し、相談事業とともに親子で遊べる場づくりを推進します。	●地域子育て支援センター48か所の開設 ●ふれあい子育てサポートセンターの運営(全4か所)	●民間保育所併設型の「地域子育て支援センター」の新設 ●こども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」事業の実施	事業推進

主な取組② 多様な保育の充実

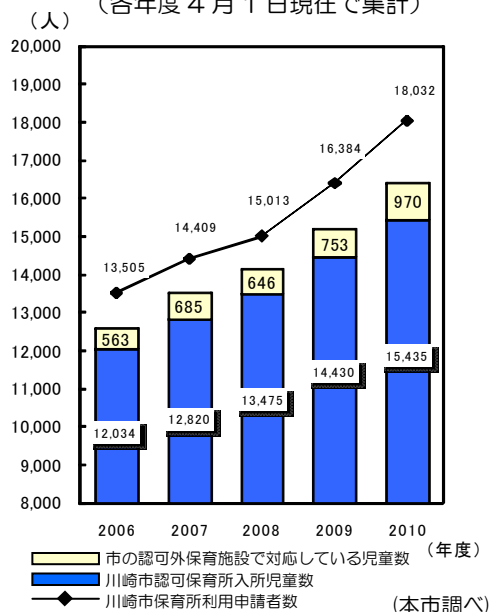
■現状と課題

- 少子化や核家族化などを背景として、子育てに関する価値観の多様化や地域社会の変化に伴うつながりの希薄化など子育てを取り巻く環境が変化しており、子育てを社会全体で支える視点に立った取組が求められています。
- また、女性の就労機会の拡大に伴う共働き世帯の増加や育児休業制度の普及に加え、就労形態の多様化、景気動向等により、保育所の利用ニーズが年々高まっており、保育受入枠の拡大や延長保育、一時保育など多様な保育サービスの充実が求められています。
- 保育受入枠の拡大にあたっては、新たな保育需要への迅速な対応が求められていることに加え、保育ニーズが多様化している中で、民間活力を活かしながら、持続可能な保育サービスを適切に提供する必要があります。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 本市の総合的な保育施策を推進するため、2010 年度内に策定する「(仮称) 新・保育基本計画」に基づき、着実な保育所整備や利用者の視点に立った保育サービスの充実を図ります。
- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所の定員を3か年で約 4,000 人増やします。
- 保育ニーズが高い地域には、迅速な保育所整備を行うとともに、利用ニーズの高い 1 歳児の定員枠の拡大を図るため、「民間事業者活用型保育所」の整備を促進します。
- 多様な保育ニーズへの対応として、認可外保育事業の充実を図るとともに、国の新たな制度改正の動向を踏まえ、認可外保育事業の再構築に向けた検討を進めます。
- 地域で子育てを支える取組として、乳幼児の養育に経験、技能及び資格を有する家庭保育福祉員(保育ママ)が、居宅で保育する制度である「家庭保育福祉員(居宅型)」の充実を図ります。
- また、新たに、複数の家庭保育福祉員が共同で保育を行う「(仮称) 家庭保育福祉員(共同型)」を創設し、受入枠の拡大や多様な保育ニーズへの対応を図ります。
- 民間保育所の新設にあたっては、長時間延長保育を導入するとともに、地域の子育て家庭への支援として、一時保育などの充実を図ります。
- 公立保育所の効率的で効果的な運営を進めるとともに、調理業務の委託化や、計画的な民営化を推進します。
- 仕事と子育てが両立できる環境づくりに向け、企業における子育て支援の充実に向けた取組を進めます。
- 保育所保育料について、国の子育て支援施策の動向や他都市の状況等を踏まえ、見直しに向けた検討を行います。

保育所利用申請数と受入枠拡充の推移
(各年度 4 月 1 日現在で集計)



■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<p>認可保育所の整備</p> <p>保育受入枠の拡大を図るため認可保育所を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の定員数 14,675人 (2010年4月現在) ・2007年4月時点から2010年4月現在までに2,425人の定員枠の拡充 ●(仮称)新・保育基本計画の策定に向けた検討 ・各種保育サービスの検討 ・2011年度～2013年度の保育所整備の具体化に向けた検討 ●保育緊急5か年計画(改訂版)に基づく取組の推進 ・2010年度の主な整備(2011年度開所) (市有地貸与型保育所整備等による新規開所) 幸区鹿島田駅周辺 (定員:120人) 中原区木月伊勢町地内 (定員:100人) 宮前区宮前平駅周辺 (定員:60人) 多摩区稲田堤駅周辺 (定員:70人) <p>(民間事業者活用型保育所整備による新規開所 定員:690人)</p> <p>(公立保育所の民営化による新築) 高津区 末長保育園 (30人増)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)新・保育基本計画に基づく取組の推進 ・認可保育所の定員枠の拡充(3か年で約4,000人増) ・各種保育サービスの充実 ・2011年度の主な整備(2012年度開所) (市有地貸与型保育所整備等による新規開所) 幸区戸手2丁目地内 (定員:120人) 幸区大宮町地内 (定員:30人) 高津区久地3丁目地内 (定員:120人) 麻生区はるひ野4丁目地内 (定員:120人) (民間事業者活用型保育所整備による新規開所 定員:630人) (公立保育所の民営化による新築) 川崎区 西大島保育園 (25人増) 幸区 東小倉保育園 (30人増) 中原区 玉川・玉川乳児保育園 (10人増) 麻生区 百合丘保育園 (30人増) 	<p>認可保育所の定員数 20,105人 (2014年4月現在)</p> <p>事業推進</p>
<p>認可外保育施設の支援等</p> <p>認可外保育施設等に対する支援を実施することにより、認可外保育事業の受入枠を拡大します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室などの認可外保育施設による受入枠の拡充 ●「家庭保育福祉員制度」の充実及び受入枠の拡充 ●企業の子育て支援の充実に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定保育園、おなかま保育室、かわさき保育室などの認可外保育施設における受入の実施 ●「家庭保育福祉員制度」の充実による受入枠の増 ●「(仮称)家庭保育福祉員(共同型)」の創設 ●企業の子育て支援の充実に向けた取組の推進 	<p>事業推進</p>
<p>民間保育所の運営</p> <p>民間活力を活かした長時間延長保育、一時保育など多様な保育サービスを充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間延長保育事業の実施 ●一時保育事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間延長保育事業の推進 ●一時保育事業の推進 	<p>事業推進</p>
<p>公立保育所の運営</p> <p>公立保育所の民営化を図るとともに、調理業務の委託化を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的で効果的な運営 ●調理業務の委託化の推進 ●民営化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的で効果的な運営 ●調理業務の委託化の推進 ●民営化の推進 	<p>事業推進</p>

主な取組③ 幼児教育環境の整備

■現状と課題

- 総合的子育て支援施策の充実発展に向けて、すべての子どもたちが就学前まで一貫した教育・保育を受けられるしくみづくりや子育て相談、市民ニーズに沿った情報提供など、市民と行政との相互連携に基づく子育て支援の充実が課題となっています。
- 私立幼稚園園児保護者に対する負担を軽減するための保育料の補助や、私立幼稚園に対する障害のある幼児の受入れや預かり保育支援、また、市内の「認定こども園」において実践研究を推進し、幼稚園と保育所機能の一体化に向けた検討を進めることが必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 私立幼稚園園児保護者に対して、負担を軽減するため、保育料の補助を実施します。また、私立幼稚園において障害のある幼児の受入れ、預かり保育の充実が図られるよう、補助を実施します。
- 本市の幼保連携型認定こども園のモデル園である「田園調布学園大学みらいこども園」による教育・保育の実践研究及び検討を行い、その成果を本市の幼児教育施策に反映させるとともに、国の幼保一体化制度見直しの動向を踏まえ、本市の施策の検討を行います。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
幼児教育の振興事業 私立幼稚園園児保護者に対し、保育料の補助を行うとともに、私立幼稚園を対象に障害のある幼児の受入れ、預かり保育の充実を促進するための支援を行います。また、幼保一体化に向けた取組を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料補助の実施 ●私立幼稚園への補助の実施 ●認定こども園開園 	<ul style="list-style-type: none"> ●保育料補助の実施 ●私立幼稚園への補助の実施 ●認定こども園での実践研究 	事業推進

主な取組④ 親と子の健康づくりの推進

■現状と課題

- 安心して妊娠・出産・育児ができる環境づくりのために、健康診査・保健指導・相談・支援体制の更なる充実が求められています。
- 親になる前の思春期から、妊娠・出産・育児・更年期にいたるまで、ライフステージに応じた親と子の健康づくりを推進する必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 安心して出産ができる環境を整えるため、妊婦健康診査の助成を実施します。
- 特定不妊治療費助成事業や不妊専門相談を実施し、経済的負担や精神的負担の軽減を図ります。
- 乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の発育・発達の確認、疾病等の早期発見を図るとともに、育児不安の軽減を図ります。
- 母子健康手帳交付時をはじめとした各種相談により、支援の必要な対象者を早期に把握し支援を行います。
- こんにちは赤ちゃん事業や新生児訪問等により、新生児のいる家庭の全戸訪問を行い、支援を必要とする家庭への相談支援の充実を図るとともに、地域で子育てを見守る環境づくりを推進します。
- 思春期保健相談や健康教育により、思春期の心と体の健康や性・性感染症に対する相談や正しい知識の普及啓発を図ります。
- 乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、先天性代謝異常等検査や視聴覚検診を実施します。



乳幼児健康診査の様子

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 母性の保護や不妊治療への支援及び乳幼児の発育・発達の確認、疾病等の早期発見を図るとともに、健診を通じて育児不安の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査への助成(全妊婦 14回) ●乳幼児健康診査 ●幼児相談及び産後健診 ●特定不妊治療費助成 ●不妊専門相談センターの開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査への助成の実施 ●乳幼児健康診査の実施 ●幼児相談及び産後健診の実施 ●特定不妊治療費助成の実施 ●不妊専門相談センターにおける相談の実施 	事業推進

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<p>母子保健指導・相談事業 ライフステージに応じて、健全な母子の育成、子育て支援など母子保健の充実を図ります。</p>	<p>●健全な母性の育成及び子育て支援 ①母子保健指導事業（母子健康手帳交付、両親学級等） ②こんにちは赤ちゃん事業、母子訪問指導事業 ③産婦人科医や女性医師による女性の健康相談の実施 ④思春期保健相談事業</p>	<p>●健全な母性の育成及び子育て支援 ①母子保健指導事業（母子健康手帳交付、両親学級等） ②こんにちは赤ちゃん事業、母子訪問指導事業 ③産婦人科医や女性医師による女性の健康相談の実施 ④思春期保健相談事業</p>	<p>事業推進</p>
<p>乳幼児検査事業 先天性代謝異常等検査や視聴覚検査を実施することにより、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。</p>	<p>●新生児に対する先天性代謝異常等検査 ●視聴覚検診</p>	<p>●新生児に対する先天性代謝異常等検査 ●視聴覚検診</p>	<p>事業推進</p>

【基本施策 Ⅲ-1-(2)】子どもがすこやかに育つ環境づくり

主な取組① 児童の健全な育成と居場所づくり

■現状と課題

- 児童の健全育成を目的に設置されたこども文化センターは、小学生、中・高生の居場所だけでなく、市民活動の地域拠点、乳幼児の子育て支援や障害のある中・高生の居場所として利用されていますが、地域の身近な施設として、利用者のニーズに対応していくことが求められています。
- 放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 老朽化した玉川こども文化センターを改築するとともに、福祉センターの再編整備にあわせ、日進町こども文化センターの再整備に向けた取組を進めます。
- こども文化センターの利用者や地域のニーズを踏まえ、センターの指定管理者との連携により、利用しやすい環境の整備を進めます。
- 「放課後子どもプラン」については、既に実施している「わくわくプラザ事業」や「こども文化センター事業」を推進することにより対応していきます。
- 「わくわくプラザ室」を活用して、午後6時から午後7時まで、子育て支援の視点を取り入れた「子育て支援・わくわくプラザ事業」を実施します。

■主な事業

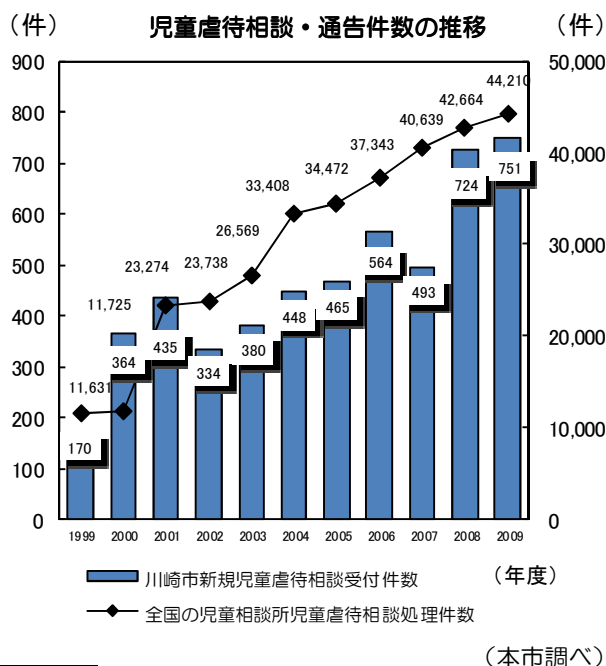
事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
こども文化センター運営事業 乳幼児の子育て支援活動の場や、小学生、中・高生の居場所、市民活動支援の拠点等として活用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センター改築 菅生こども文化センター ●利用者のニーズ等を踏まえた計画的な環境整備 ●「放課後子どもプラン」の実施 ●「障害児タイムケアモデル事業」の実施 ●「地域子育て支援センター」としての利用充実 (10か所増、全26か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターの改築 玉川こども文化センターの開所 (2012年度) ●日進町こども文化センターの再整備 ●利用者のニーズ等を踏まえた計画的な環境整備 ●「放課後子どもプラン」の実施 ●「障害児タイムケアモデル事業」の実施 ●こども文化センターを活用した「地域子育て支援センター」の実施 	事業推進 日進町こども文化センター開所(2014年度)
わくわくプラザ事業 学校や地域との連携を図りながら、児童が安全に利用しやすい施設となるよう環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●わくわくプラザ室の整備 ●狭あい施設の解消 ●子育て支援・わくわくプラザ事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の改修・改築に伴うわくわくプラザ室の整備 ●狭あい施設の解消 ●子育て支援・わくわくプラザ事業の実施 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-1-(3)】子育てを支援する体制づくり

主な取組① 児童に関する総合的な相談・支援体制の確立

■現状と課題

- 児童に関する相談が複雑化、多様化している中で、必要に応じて支援を行う高度専門的な相談・支援機能を向上させる必要があります。
- 児童虐待相談・通告件数が増加していることから、各機関とのネットワークを強化し、多様な子育て支援、虐待の早期発見・早期対応及び家族関係の修復のための環境整備を図る必要があります。
- 要保護児童が、施設等で健全に成長できるよう、処遇の向上及び処遇の場の拡充を図る必要があります。



■計画期間(2011～2013年度)の取組

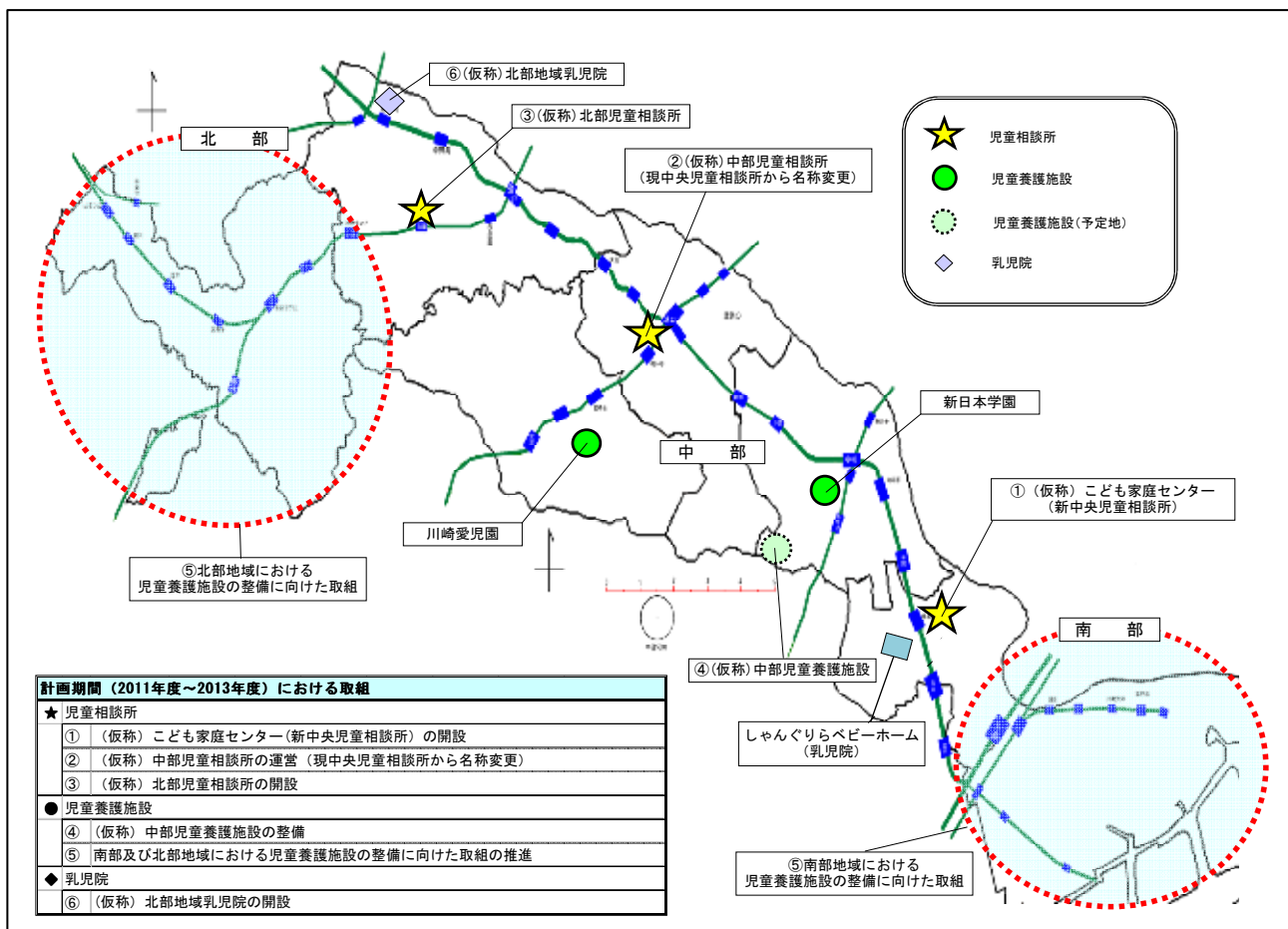
- (仮称)こども家庭センター(新中央児童相談所)を開設し、医師等の評価・診断に基づく高度専門的な相談機能の充実や学齢期障害児の支援強化、虐待ケースの家族関係修復などの専門的な支援体制を整備するとともに、関係機関とのネットワークの充実強化を進め、総合的な要保護児童支援を行います。
- (仮称)北部児童相談所を開設し、北部地域における利用者の利便性の向上を図ります。
- 市内3か所の児童相談所体制の再編にあわせて一時保護所を再整備し、保護児童の処遇向上を図ります。
- 要保護児童が、安全で落ち着いた環境において生活し、自立に向けた成長が図られるよう、児童養護施設の整備に向けた取組を進めます。あわせて、児童ファミリーグループホームを拡充するとともに里親制度を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
児童相談所・一時保護所再編整備事業 こども家庭センター・児童相談所・一時保護所の再編整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●高度専門的な児童相談・支援機能の検討、障害児施設を包括した総合的な要保護児童支援の検討、区役所、教育機関との連携強化の検討 ●(仮称)こども家庭センター(新中央児童相談所)の整備着手 ●(仮称)北部児童相談所の整備着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●医師等の評価・診断に基づく高度専門的な相談機能の充実や学齢期障害児の支援強化、虐待ケースの家族関係修復などの専門的な支援体制の整備 ●(仮称)こども家庭センター(新中央児童相談所)の開設・運営(2011年度) ●(仮称)北部児童相談所の開設・運営(2011年度) ●(仮称)中部児童相談所の運営(現中央児童相談所から名称変更)(2011年度) 	事業推進

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
要保護児童施設の整備 児童養護施設の整備を進めるとともに、児童ファミリーグループホーム及び里親制度を拡充します。	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童施設整備の基本方針に基づく取組の推進 ●児童ファミリーグループホーム及び里親制度の実施 ●里親の支援・拡充推進に向けた基本方針の策定に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童施設整備に向けた基本方針に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)中部児童養護施設の整備 ・南部及び北部地域における児童養護施設の整備に向けた取組の推進 ・北部地域における乳児院の開設・運営(2011年度) ●児童ファミリーグループホームの拡充 ●里親の支援・拡充推進に向けた基本方針に基づく里親制度の推進 	事業推進 (仮称)中部児童養護施設の開設

【児童相談所及び児童養護施設等の体制整備】



主な取組② 障害児の発達支援の推進

■現状と課題

- 地域療育センターにおける相談件数が年々増加しており、発達障害を含む障害児とその家族への専門的・総合的な相談・支援体制が求められています。
- 「総合リハビリテーションセンター整備事業」及び「福祉センター再編整備事業」にあわせて、発達障害児支援機能など専門的・総合的な療育機能等を効率的かつ効果的に強化していく必要があります。
- 発達障害児・者が地域社会に適応し自立した生活ができるよう、保健・福祉・医療・教育・労働など、幅広い関係機関と連携し、支援することが求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 地域療育センターにおいて、相談・地域支援機能や医療・専門療育機能とともに、発達障害児に対する専門的相談機能を強化し、療育支援の充実を図ります。
- 総合リハビリテーションセンター整備事業にあわせ、(仮称)中央療育センター(現中部地域療育センター及びしいのき学園)を整備します。また、福祉センター再編整備事業に伴い、南部地域療育センターを移転し、市立川崎高校の再編整備にあわせて開設します。
- 本市における発達障害児・者の支援を行うため、発達相談支援センターを運営し、これを中核として、発達障害児・者や家族への専門的相談や、関係機関とのネットワークの強化及びコーディネートを行い、発達障害児・者の支援体制を充実します。



(仮称)中央療育センター完成イメージ図

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
地域療育センター整備事業 障害児や発達に不安のある児童などが早期に療育を開始できる環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●南部地域療育センター基本・実施設計 ●(仮称)中央療育センター通所部門の整備 ●西部地域療育センターの開設・運営 ●北部地域療育センターの管理運営における民間部門の活用に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●南部地域療育センター移転整備着手(2012年度) ●(仮称)中央療育センター通所部門の開設(2011年度) ●(仮称)中央療育センター入所部門の開設(2013年度) ●北部地域療育センターの管理運営における民間部門の活用に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●南部地域療育センター開設(2014年度) <p>事業推進</p>

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<p>発達障害児・者支援体制整備事業</p> <p>発達相談支援センターを運営するとともに、発達障害児・者への支援を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●発達相談支援センターにおける相談支援の実施 ●発達障害者支援体制整備検討委員会の開催 ●発達障害支援コーディネーター養成研修、各種研修の実施 ●地域療育センターにおける発達相談支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達相談支援センターにおける相談支援の実施 ●発達障害者支援体制整備検討委員会の開催 ●発達障害支援コーディネーター養成研修、各種研修の実施 ●地域療育センター及び(仮称)こども家庭センター(新中央児童相談所)における発達相談支援の順次実施 	<p>事業推進</p>
<p>地域療育センターの運営</p> <p>障害児や発達に不安のある児童などに対して、相談・診察・訓練などの総合的療育支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の総合的療育支援 ●地域の幼稚園、保育園、学校等への支援(助言・相談等) ●西部地域療育センターの開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の総合的療育支援 ●地域の幼稚園、保育園、学校等への支援(助言・相談等) ●市内4か所における地域療育センターの運営 	<p>事業推進</p>

【基本施策 Ⅲ-2-(1)】子どものすこやかな成長の保障

主な取組① 確かな学力の育成

■現状と課題

- 国際化、情報化、少子高齢化など、さまざまな面で大きく変化している21世紀の社会を主体的に生きていく中で、基礎・基本の定着、自ら学び考える姿勢の形成や思考力・判断力・表現力を育成し、子どもたち一人ひとりが生涯にわたって学び続け、個性を發揮し活躍することができる教育活動が求められています。
- 小・中学校の学級編制の標準については、現行の40人から引き下げる検討が国において進んでいます。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 新学習指導要領への確に対応して、児童生徒の学習環境を整備するとともに、指導方法や指導形態等の改善を図ることにより、本市の児童生徒に基礎・基本を習得させ、思考力、判断力、表現力を育むなど、「確かな学力」の育成をめざします。
- 児童生徒の学習状況を的確に把握し、教育課程・指導方法の改善・充実を図ります。
- 教育活動サポーターを配置し、児童生徒への学習支援を充実します。
- 川崎の特色や地域人材を活用するなど、子どもたちの理科教育を充実します。
- 習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導を推進し、きめ細やかな学習指導を行います。
- 小・中学校の学級編制の標準の見直しについては、国の動向を注視しながら的確な対応に向けて検討します。
- 小・中・高等学校に外国語指導助手(ALT)等を配置し、英語教育(外国語活動)の充実を図ります。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
教育課程・学習指導に関する事務 子どもたちの学習状況の把握などにより、教育課程の見直しを図り、確かな学力の育成をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●学習状況調査の実施 ●教育活動サポーターの配置 ●理科支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●学習状況調査を踏まえた教育課程・指導方法改善の推進 ●新学習指導要領への対応 ●教育活動サポーターの配置による子どもの学習支援の充実 ●川崎の特色や地域の人材を活用した理科教育の充実 	事業推進
少人数指導等推進事業 習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導等を行うなど、きめ細やかな指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導の実施 ●小学校1年生の35人以下学級実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●習熟度別学習や課題別学習などの少人数指導の推進 ●小学校1年生の35人以下学級実施 ●国の動向を踏まえた対応の検討 	事業推進
外国語指導助手配置事業 コミュニケーションを重視した外国語教育の充実を図るために、外国語指導助手(ALT)等を、小・中・高等学校に配置します。	●小・中・高等学校に外国語指導助手(ALT)等を配置	●外国語指導助手(ALT)の配置による小・中・高等学校における英語教育(外国語活動)の充実	事業推進

主な取組② 豊かな心とすこやかな身体を育む教育

■現状と課題

- 子どもたちの感性を磨き、豊かな心を育てていく上で読書や音楽の役割は重要なものであり、これらを子どもたちが実際に経験できる環境づくりが必要です。
- 子どもたちが一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重し合える取組の推進が求められています。
- 子どもたちがすこやかな生活を送るための基礎となる「健康な身体づくり」、「体力の向上」を学校教育活動の中で図っていくことが必要となっています。
- 児童・生徒の安全に対する取組については、従来の校内安全・通学路の交通安全対策を推進するのみならず、学校・保護者・地域が一体となって子どもたちの安全を守り、下校後に安心して公園などで遊べるような防犯面を含めた地域ぐるみの安全対策が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 家庭・学校・地域の人々とのつながりの中で、子どもたち一人ひとりが個性を発揮し活躍することができるよう、さまざまな事業を推進します。
- 音楽活動を通じて子どもたちの感性を豊かにしていくとともに、市内音楽大学と連携し、学校や地域で活躍する「ジュニア音楽リーダー」を育成します。
- 地域のスポーツ人材を活用して、学校体育活動を充実します。
- 地域交通安全員、スクールガード・リーダーを配置し、地域の各種団体などと連携をとりながら、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。
- 市立学校全校に配置した AED を活用し、救命救急対策・安全対策を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
子どもの音楽活動推進事業 子どもの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛する心を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域に開かれた子どもの音楽活動」の実施 ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ●「子どもの音楽の祭典」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「地域に開かれた子どもの音楽活動」の実施 ●「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施 ●「子どもの音楽の祭典」の実施 ●市内音楽大学との連携による「ジュニア音楽リーダー」の育成 	事業推進
スポーツ教育推進事業 学校における体育授業や運動部活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校の体育授業、中学校の武道授業や運動部活動に地域のスポーツ人材を派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域スポーツ人材を活用した小学校体育授業、中学校武道授業・運動部活動の充実 	事業推進
学校安全対策事業 校内、校外を問わない子どもたちの安全対策を地域などと連携し推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域交通安全員、スクールガード・リーダーの配置 ●市立学校全校に AED 配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域交通安全員、スクールガード・リーダーによる子どもたちの安全対策の推進 ●AED の適切な管理 	事業推進
多文化共生教育推進事業 互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする意識を育むために、学校に講師を派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校へ外国人市民等の講師を派遣する「民族文化講師ふれあい事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校へ外国人市民等の講師を派遣する「民族文化講師ふれあい事業」の実施 	事業推進

主な取組③ 学校の教育力の向上

■現状と課題

- 社会の状況が大きく変わり、学校・家庭・地域社会の連携を一層推進することや学校の教育力の向上が課題となる中で、教職員が子どもたちのよき理解者となり、すこやかな成長を支え、保護者や地域住民から信頼されるために、誠実で人間味あふれる活力のある人材を確保していく必要があるとともに、資質や指導力を一層向上させていくことが求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 採用試験に関する広報の充実や、地方での採用試験実施により優秀な人材を確保していくとともに、特別選考試験の実施・大学推薦制度の活用により安定的に人材を確保します。
- 教職員に対して採用時から経験年数等に応じた体系的な研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図ります。
- 教員同士の教え合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教員の授業力向上に向けた取組を進めます。
- 子どもたちの情報活用能力の育成のために、「教育の情報化推進計画」を策定し、ICT (Information and Communication Technology) 活用を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
教職員の選考・任免業務 採用に関する試験方法や内容を改善し、人間的魅力を備え創意と活力にあふれた人材を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地方での採用試験の実施 ●特別選考試験の実施 ●大学推薦制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方での採用試験実施による優秀な人材の確保 ●特別選考試験や大学推薦制度の活用による優秀な人材の確保 	事業推進
教職員研修・研究事業 教職員が経験年数に応じた資質や指導力を身につけることができるよう、研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体制の見直しと必修研修の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員の資質・指導力向上をめざした研修の実施 	事業推進
授業力向上支援事業 校内研修体制の充実を図り、授業力向上をめざす取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員同士の学び合いを促進し、校内研究の充実をめざす研究協力校の実践を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●研究協力校による実践事例を活用したガイドラインの作成 ●ガイドラインに基づく取組の充実 	事業推進
教育の情報化推進事業 「教育の情報化推進計画」を策定し、ICT機器整備や研修の充実を図り、情報活用能力の育成、指導力の向上、子どもと触れ合う時間の確保をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高・特別支援学校の教育用コンピュータ等の入替 ●ネットワークの拡充 ●校務用コンピュータの整備 ●ICT活用研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●小・高・特別支援学校の教育用コンピュータ等の入替やICT機器の活用推進 ●今後の教育における情報化の方向性を示す「教育の情報化推進計画」の策定 	事業推進

主な取組④ 特別支援教育の推進と児童生徒等の就学支援

■現状と課題

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒数が増加しており、こうした障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切に教育的支援を行っていくことが求められています。
- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する、小・中・高等学校における体制整備が大きな課題となっています。
- 市立小・中学校に在籍する外国籍児童生徒数は増加傾向にあることから、海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談、就学支援の充実が必要です。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して必要な教育的支援を行います。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒が、安心して学校に通えるように、日本語指導等協力者を派遣し、日本語の習得支援や学習支援を実施します。
- 「田島養護学校再編整備方針」に基づき、旧東桜本小学校に小・中学部を整備するとともに、現位置には高等部の整備を進め、老朽化や狭あいなどの課題解決に向けて取り組みます。
- 聾学校を整備し専門性の向上を図るとともに、市立養護学校の狭あいなどの課題の解決をめざし、市立養護学校高等部分教室を2011年度に開設します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
特別支援教育推進事業 障害のある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握した教育的支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育サポーターの配置 ●特別支援学校等のセンター的機能の強化 ●特別支援教育巡回指導員の配置 ●通級指導教室(小学校)の各区整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育サポーターの配置による教育的支援の充実 ●特別支援教育巡回指導員と各区役所の連携強化による障害のある児童生徒への支援充実 ●通級指導教室(中学校)の各地区(南部・中部・北部)整備完了 ●重複障害特別支援学級の再編整備の推進 	事業推進
特別支援学校等再編整備事業(再掲) 老朽化や狭あいが課題となっている田島養護学校を整備するとともに、聾学校の専門性向上や市立養護学校の分教室の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「田島養護学校再編整備方針」に基づく取組 ●聾学校の専門性向上の検討 ●市立養護学校高等部分教室整備に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●田島養護学校整備着手(2012年度) ●聾学校の専門性向上の取組推進 ●市立養護学校高等部分教室開設(2011年度) 	事業推進
海外帰国・外国人児童生徒相談事業 海外帰国・外国人児童生徒の多様化、複雑化する相談等に適切に対応していくため、日本語指導や学習支援を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒の相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒の教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による教育支援の充実 	事業推進

主な取組⑤ 不登校等に総合的に対応した教育体制づくりの推進

■現状と課題

- すべての教育活動の中で「いのち・こころの教育」、「人権尊重教育」、「子どもの権利学習」、「子どもの社会性育成」、「相談体制の充実」などに取り組み、心豊かな子どもたちを育てていくことが必要となっています。
- いじめや不登校などの喫緊の課題に適切に対応するとともに、障害の有無、国籍等に関わらず、すべての子どもたちが、いきいきと個性を發揮できる教育を進めていくことが大切です。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- いじめや不登校を生まない環境づくりをめざした「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、子どもたちの豊かな人間関係を育成します。
- スクールカウンセラーを中学校に配置、学校巡回カウンセラーを小学校・高等学校に派遣することにより教育相談体制を充実します。
- 学校生活における不安や悩み、中学校進学に伴う不安等に対して、小・中学校が連携し軽減していく取組を進めるため、フレンドシップかわさき事業（心のかけはし相談員）を実施します。
- 不登校の状態が続いている子どもたちの学校復帰等に向けて運営している適応指導教室（ゆうゆう広場）を増設します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
共生・共育推進事業 いじめ・不登校の早期発見・未然防止をめざした取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき共生＊共育プログラム」の実践 ●インターネット相談窓口の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき共生＊共育プログラム」の実践によるいじめ不登校を生まない取組の推進 ●インターネット相談窓口の運営による問題の早期対応と未然防止の取組の推進 	事業推進
児童生徒指導・相談業務 児童生徒等の指導の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等を活用した教育相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーと学校巡回カウンセラーの配置 ●フレンドシップかわさきの実施 ●スクールソーシャルワーカーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーと学校巡回カウンセラーの配置 ●フレンドシップかわさきの実施 ●スクールソーシャルワーカーの配置による教育支援・相談体制の充実 	事業推進
適応指導教室事業 不登校となっている児童生徒の居場所として適応指導教室を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「ゆうゆう広場なかはら」の開設 ●ゆうゆう広場の運営（5か所） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たにゆうゆう広場を開設 ●ゆうゆう広場の運営（6か所） 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-2-(2)】教育環境の整備

主な取組① 義務教育施設等の効率的マネジメント

■現状と課題

- 義務教育施設においては、建築後 20 年を経過した建物が約 7 割を占めており、施設の老朽化が進行しています。
- 学校施設は、多様な指導方法に対応できるよう高機能かつ多機能な施設環境を備えるとともに、地域との連携、防犯対策、バリアフリー化、健康や安全性などさまざまな面での配慮が必要です。
- 学校施設を整備する際にも、環境への負荷を低減させるため、省エネ型機器の導入や断熱性の向上など環境に配慮することが必要です。
- 多くの学校教育施設が抱える諸課題に、より早期にかつ効率的に対応する手法として、既存学校施設の改修による再生が必要となっています。
- 学校教育施設を地域資源として有効に活用するため、ライフサイクルコストを意識した長期的な視点で施設をマネジメントしていくことが重要です。
- 特別支援学校に就学を希望する児童生徒の増加に伴い、施設の狭あいが課題となっています。また障害の重度重複化、多様化に対応した一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境の整備が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- より多くの学校施設の教育環境を、早期かつ効率的に改善するため、「(仮称)かわさき資産マネジメントプラン」と連携し、既存学校施設の改修による再生整備を実施し、施設の長寿命化と教育環境の改善を推進します。
- 学校教育施設を効率的にマネジメントしていくため、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減をめざして施設の現状把握と計画的な保全手法の導入に向けた取組を推進します。
- 安全で快適な教育環境を提供するため、すでに着工している老朽化した校舎等の改築・大規模改修の完了に向けて事業を計画的に推進します。
- 2010 年度に着工した上作延小学校、百合丘小学校の改築事業において、窓面の日除け、夏季の夜間換気システム及び断熱効果の高い壁等の導入により建物の環境性能の向上を図るなど、環境に配慮した学校施設整備を進め、環境への負荷の低減を図るとともに、設備を活用して子どもたちの環境に対する関心を育てていきます。
- 「田島養護学校再編整備方針」に基づき、旧東桜本小学校に小・中学部を整備するとともに、現位置には高等部の整備を進め、老朽化や狭あいなどに伴う課題解決に向けて取り組みます。
- 聾学校を整備し専門性の向上を図るとともに、市立養護学校の狭あいなどの課題の解決をめざし、市立養護学校高等部分教室を 2011 年度に開設します。

■ 主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011~2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<p>既存学校施設再生整備事業</p> <p>既存学校施設の改修などの再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、学校施設の長寿命化、環境対策を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな整備手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ● 再生整備モデル実施 	事業推進
<p>学校教育施設の維持管理事業</p> <p>既存校舎の長寿命化をめざし、施設の適切な維持管理を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の維持補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校施設の長期的な視点に基づく計画的保全手法の導入に向けた検討 	順次整備
<p>安全で快適な教育環境整備事業</p> <p>トイレの快適化やエレベータの設置等を進め、教育環境の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校のトイレ環境改善整備の実施 ● 既存校のエレベータ設置 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校のトイレ環境改善整備の実施 ● 既存校のエレベータ設置の推進 	順次整備
<p>学校教育施設の改築・大規模改修事業</p> <p>老朽化した校舎を改築・改修し、多様化する教育内容や教育方法に対応できる、安全で快適な学校施設として整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 改築 上作延小工事着工 百合丘小工事着工 ● 大規模改修 大師小、川中島小、旭町小、東菅小工事着手 ● 統合に伴う施設整備 さくら小工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ● 改築 上作延小完成(2011年度) 百合丘小完成(2011年度) ● 大規模改修 工事完了をめざし、事業の着実な推進 ● 統合に伴う施設整備 さくら小完成(2011年度) 	事業推進
<p>特別支援学校等再編整備事業</p> <p>老朽化や狭あいが課題となっている田島養護学校を整備するとともに、聾学校の専門性向上や市立養護学校の分教室の整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「田島養護学校再編整備方針」に基づく取組 ● 聾学校の専門性向上の検討 ● 市立養護学校高等部分教室整備に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ● 田島養護学校整備着手(2012年度) ● 聾学校の専門性向上の取組推進 ● 市立養護学校高等部分教室開設(2011年度) 	事業推進

主な取組② 児童生徒の増加に対応した教育環境の整備

■現状と課題

- 首都圏における本市の立地優位性やこれまでの本市のまちづくりにより生活利便性が向上するなど、居住地として本市を選ぶ人が若い世代を中心に増加しています。
- 特に、武蔵小杉駅周辺では、民間活力を活かした再開発とあわせて、公共施設の駅周辺への再配置が進められるとともに、2010年3月にはJR横須賀線武蔵小杉駅が開業するなど、より一層の生活利便性の向上が図られています。
- 一方で、こうした地域では、児童生徒も増加している状況から、子ども一人ひとりの理解に応じた指導や、特別教室、体育館などの施設の活用や安全面など良好な教育環境の確保への配慮が必要です。
- また、子母口小学校については狭あいなどが課題となっており、子どもたちの早期の教育環境改善が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、児童生徒が増加している学校の校舎の改築や増築を実施します。
- 特に子どもの増加が著しい武蔵小杉駅周辺地域では、良好な教育環境を確保していくために、小学校の新設に向けた取組を進めます。
- 子母口小学校と東橋中学校の児童生徒増加に伴う施設狭あいなどの課題解決に向け、合築整備による小中9年間にわたる教育環境の改善を図ります。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応した教育環境整備を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵小杉駅周辺地域の学校整備の検討 ●子母口小の課題解決に向けた取組 ●校舎増築着工 今井小・末長小 ●学校拡張用地取得 はるひ野小、久地小、犬蔵小 ●児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●武蔵小杉駅周辺地域の学校新設に向けた取組の推進 ●子母口小と東橋中の合築整備着工(2013年度) ●校舎改築着工 大谷戸小(2012年度) 上丸子小(2013年度) ●校舎増築着工 はるひ野小(2012年度) ●校庭等整備完了 久地小(2011年度) ●犬蔵小の整備手法の検討 ●児童生徒が増加している地域ごとの対応の検討 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-2-(3)】 地域に開かれた特色ある学校づくり

主な取組① 保護者・地域住民の参加促進と区における教育支援の推進

■現状と課題

- 地域に開かれた特色ある学校となるためには、学校の運営に多くの地域住民が参画することが重要であり、これまで本市では、子どもや保護者、教職員からなる学校教育推進会議を全ての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組を更に充実させていくことが必要とされています。
- 学校が抱えるさまざまな課題を、地域社会との連携を強化して解決していくために、区において教育支援を推進していく必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 各区「こども支援室」において、区・教育担当が保健・福祉部門と連携して学校運営全般に対する支援を実施するとともに、学校の抱えるさまざまな課題に対応するため、地域の子ども支援に関わる諸団体・機関との連携を強化しながら、区における子ども支援を推進します。
- 学校施設の有効活用を推進し、夜間・土日を含めて学校を地域コミュニティの核として活用できるようにしていきます。
- 「区・学校支援センター」により、地域人材を活用した学校と地域社会の活性化をめざした取組を推進します。
- 保護者や地域住民が教員と一体となって学校運営に取り組む、コミュニティ・スクールの成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
区における教育支援推進事業 <small>学校が抱えるさまざまな課題を地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を推進します。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●区における教育支援 ●各区に「区・学校支援センター」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●区における教育支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①学校運営全般に対する支援 ②学校間及び学校と地域の連携強化 ③地域の諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④学校施設の有効活用の推進 ●「区・学校支援センター」による取組推進 	事業推進
地域等による学校運営への参加促進事業 <small>保護者・地域住民が教員と一体となって学校運営に取り組むコミュニティ・スクールの成果を他の学校に波及させるなど、よりよい教育の実現をめざします。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの運営 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ・スクールの運営 ●コミュニティ・スクールの取組成果を他の学校へ周知 	事業推進

主な取組② 地域に根ざした市立高等学校づくり

■現状と課題

- 市立高等学校は、特色ある専門学科を数多く設置するなど各校の特色づくりを進めてきましたが、社会状況の変化に伴って、生徒の学習ニーズや進路希望の多様化も進んでいます。
- また、創意工夫を活かした特色ある教育の展開が求められており、これからも、生徒のさまざまな学習ニーズに柔軟に対応する高等学校づくりに取り組む必要があります。

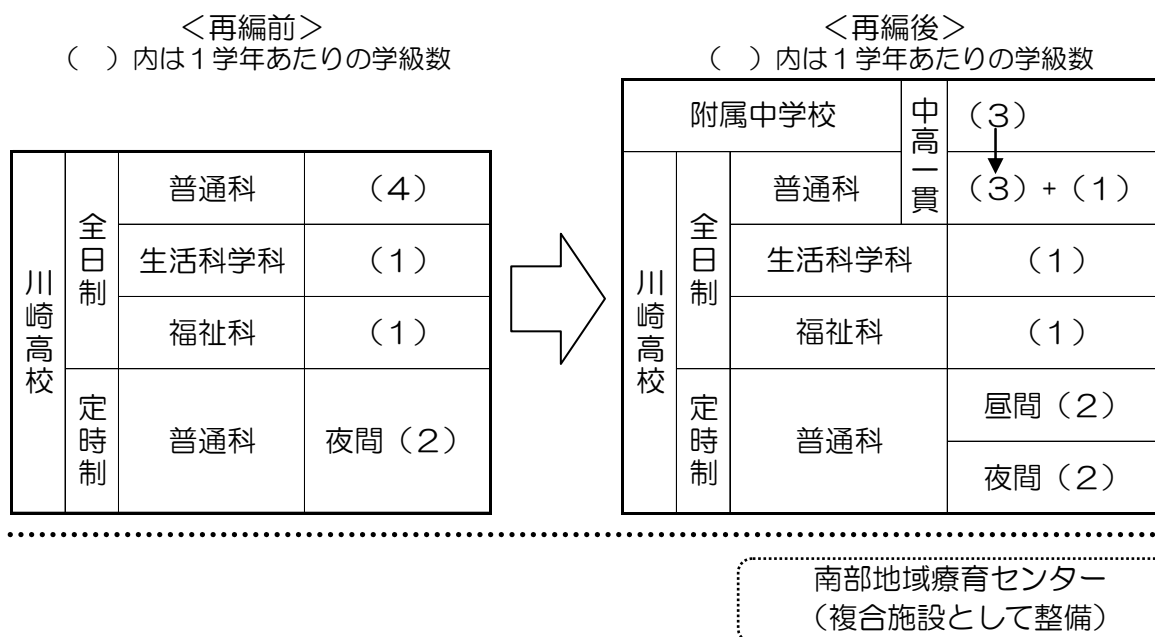
■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「市立高等学校改革推進計画」に基づき川崎高校を改築し、併設型の中高一貫教育校（生活科学科・福祉科は現行どおり併設）及び二部制定時制課程（昼間部（新設）夜間部）を有する学校へ再編整備し、魅力ある市立高等学校づくりを更に推進します。
- また、公有地を有効に活用していく観点から、川崎高校の再編整備にあわせ「南部地域療育センター」を複合施設として整備します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
市立高等学校再編整備事業 川崎高校を併設型の中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校へ再編整備するなど、魅力ある市立高等学校づくりを進めます。	●川崎高校及び附属中学校整備基本構想、基本・実施設計	●整備着手（2011年度）	川崎高校を中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校へ再編整備（2014年度）

川崎高校の再編整備



【基本施策 Ⅲ-3-(1)】いきいきと学び、活動するための環境づくり

主な取組① 生涯学習環境の整備

■現状と課題

- 地域が抱える課題が多様化、複雑化し、その解決に向けて地域の力が必要とされている中、課題を地域自らが解決していく学習環境の整備が求められています。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 武蔵小杉駅南口地区西街区の再開発にあわせ、市民の読書活動の拠点として、中央図書館的機能を備えた新中原図書館を 2012 年度に開館します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013 年度)の具体的な取組	2014 年度以降
生涯学習施設の整備事業 新中原図書館を整備するとともに、市民の学習や活動の場を充実します。	●新中原図書館の整備に向けた取組	●新中原図書館の開館(2012 年度)	事業推進

主な取組② 自ら学び、活動するための支援

■現状と課題

- シニア世代の活動の場が職場から地域に移っていくにあたり、この世代がこれまで培ってきた豊富な経験・知識・能力を発揮し、これを地域の課題解決のために活かしていくことが重要となっています。
- 学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる生涯学習事業を展開し、地域の人材資源などを活かしながら、今後の地域を担っていく人材の育成や地域の教育力の向上を進めることが課題となっています。
- 核家族化が定着し、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- シニア世代が、地域の課題解決の原動力として活躍できるよう、社会参加への支援を実施します。
- 市民の学習及び活動の支援、社会教育に関わる市民団体、ボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行い、市民の力による地域の教育力向上をめざします。
- 学びの成果を地域課題の解決に活かしていくように、区役所関係部署と連携しながら、取組を進めていきます。
- 市民の自主的な学習や市民活動を効果的に支援するため、生涯学習情報の提供・相談等を実施します。
- 学齢期までの子育て期の市民を継続的に支援し、地域全体で支え合う家庭教育環境の構築をめざします。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
社会教育振興事業 市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所関係部署と連携しながら支援します。	●シニア関連事業の実施 ●地域課題等に対応した事業の実施	●シニア世代の社会参加支援事業の実施 ●新たな社会課題や地域課題に対応した社会教育事業の実施	事業推進
生涯学習情報の収集・提供事業 生涯学習情報の提供・相談等の実施により、市民の自主的な学習を支援します。	●各区社会教育施設における生涯学習情報の収集・提供の実施	●各区社会教育施設における生涯学習情報の収集 提供の実施	事業推進
家庭教育振興事業 家庭教育に関する学習の機会を広く提供し、子育て中の市民を支援します。	●家庭・地域教育学級の実施 ●家庭教育推進事業の実施	●各区社会教育施設における家庭・地域教育学級の実施 ●地域で気軽に参加できる家庭教育に関する学習機会の提供 ●家庭教育推進事業の実施	事業推進

主な取組③ 学校施設の有効活用の推進

■現状と課題

- 市民の自主的な生涯学習・文化・スポーツ活動や市民活動が活発化する中、地域コミュニティの核として存在する学校施設の地域開放をより推進し、市民に活動の場を提供していくことが必要となっています。
- シニア世代をはじめとする市民主体による自主的な学校施設開放の管理運営体制が求められています。
- 学校施設開放にあたっては、施設開放の進展に伴い、受益者負担の適正化に関する検討が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 身近な学校施設を市民の生涯学習、スポーツ、市民活動などの場として有効活用する取組を更に進め、市民が学び、活動する環境の整備を、セキュリティ対策を講じながら、地域コミュニティの核として活用できるようにしていきます。
- 校庭、体育館、プール、教室等の学校施設の有効活用を推進し、土日、夜間を中心として地域コミュニティの核として活用できるよう地域主体の管理を進めます。
- 地域への貸出しを含めた学校図書館の有効活用を進め、地域の読書活動を支援します。
- 一層の学校施設開放・有効活用の推進に向けて、受益と負担の適正化に向けて検討を進めます。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
学校施設の有効活用事業 市民主体の学校施設の 有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設開放運営委員会による施設開放 ●学校図書館の開放を実施 ●受益者負担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●土日、夜間などの地域を主体とした学校施設(校庭・体育館・プール・教室等)の管理及び有効活用の推進 ●資料貸出しを含めた学校図書館の有効活用の推進 ●受益者負担の導入に向けた検討 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-3-(2)】地域のスポーツ・レクリエーション活動の支援

主な取組① スポーツ・レクリエーション参加の機会拡充

■現状と課題

- 地縁意識の希薄化や高齢者化が進行している中で、市民の誰もが、いつでも、どこでもスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができる環境を整備し、市民の運動不足の解消を図るなどの健康増進やコミュニティの形成を図ることが必要です。
- 生涯スポーツ社会の実現のためには、地域スポーツ活動の拠点となるスポーツセンター等を中心として、各区役所が地域の特性やスポーツ資源を有効に活用し、各地域において効果的なスポーツ施策を推進することが必要です。
- 川崎市体育館の老朽化が進んでいることから、富士見周辺地区の整備と連携した施設整備に向けた取組を進めていく必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- スポーツ振興を通じた市民との協働による地域のまちづくりや健康づくりといった観点などから、新たな「スポーツ振興基本計画」を策定し、総合的なスポーツ施策を推進します。
- トップアスリートが参加する大規模スポーツ大会を開催し、市民にスポーツを通して夢や感動を与えることで、スポーツへの関心を高める取組を推進します。
- 体育指導委員の活動などを通じた地域スポーツ活動の振興を図るとともに、市民大会や市民体カテストなどの各種スポーツ事業を実施します。
- 地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブの育成を支援し、新たなクラブ設立に向けた地域の組織づくりに向けた取組を推進します。
- 多摩川を身近に感じ、親しみをもち、本市への愛着及び川崎の魅力のPRを図るため、川崎国際多摩川マラソン大会、多摩川リバーサイド駅伝大会、多摩川カヌー教室を開催します。
- 富士見周辺地区の整備と連携することで、スポーツ・文化複合施設（(仮称)市民アリーナ）の整備に向けた取組を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
市民スポーツ活動の推進事業 体育指導委員の活動などを通じた地域スポーツ活動の振興を図るとともに、市民スポーツ大会などの各種スポーツ事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スーパー陸上競技大会の実施 ●日本陸上競技選手権大会の実施 ●全日本社会人トランポリン競技選手権大会の実施 ●競技スポーツ選手、指導者育成事業の推進 ●各種スポーツ事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模陸上競技大会の開催に向けた検討 ●全日本社会人トランポリン競技選手権大会の実施 ●競技スポーツ選手、指導者育成事業の推進 ●各種スポーツ事業の実施 ●新たな「スポーツ振興基本計画」の策定(2011年度) ●新たな「スポーツ振興基本計画」に基づく事業推進 	事業推進

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<p>総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業</p> <p>地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブを育成して、誰もが参加できる地域に根ざしたスポーツ振興を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内5クラブ設立 ・平間スポーツ・レクリエーションクラブ(中原区) ・高津総合型スポーツクラブSELF(高津区) ・わ・わ・わ・クラブ(麻生区) ・中野島総合型スポーツクラブビルネ(多摩区) ・幸総合型スポーツクラブPLUM(幸区) ●育成アドバイザー派遣などの設立準備会の活動支援 ●広報などによる既存クラブの活性化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区1か所の設立(川崎区・宮前区) ●育成アドバイザー派遣などの設立準備会の活動支援 ●広報などによる既存クラブの活性化支援 	<p>運営支援</p>
<p>多摩川を活用したスポーツ大会開催事業</p> <p>多摩川を活用したスポーツ大会を開催し、多摩川を身近に感じ、川崎に愛着を感じてもらうことで、本市の知名度アップと地域振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎国際多摩川マラソンの実施 ●多摩川リバーサイド駅伝の実施 ●多摩川カヌー教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎国際多摩川マラソンの実施 ●多摩川リバーサイド駅伝の実施 ●多摩川カヌー教室の実施 	<p>事業推進</p>
<p>スポーツ施設建設事業</p> <p>スポーツ・文化・レクリエーション活動拠点の強化を図るため、富士見周辺地区でのスポーツ・文化複合施設の整備に向けた取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「富士見周辺地区整備基本計画」に基づく整備の考え方の策定 ●「スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)基本計画(素案)」の策定 ●スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)の整備に向けた調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・文化複合施設((仮称)市民アリーナ)の整備に向けた取組の推進 	<p>事業推進</p>

【基本施策 Ⅲ-4-(1)】 シニア世代の豊かな経験を活かすしくみづくり

主な取組① シニア世代が地域社会で能力を発揮するための支援

■現状と課題

- 市内には、いわゆる団塊の世代の方々が約6万人おり、この世代の方々が65歳に達する2012年ごろから本格的に地域中心の生活へ移行することが見込まれており、地域社会の大きな変化が予測されています。
- こうした機会をとらえ、シニア世代がこれまで培った豊富な経験・知識・能力を発揮し、地域活動の担い手として活躍するための支援に取り組んでいく必要があります。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- シニア世代が有する豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮しながら、地域活動の担い手として活躍することができるよう、効果的なシニア施策を展開します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
いきいきシニアライフ促進事業 シニア世代の豊富な経験・知識・能力を地域社会の中で発揮し、地域活動の担い手となるような支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●既存のシニア向け施策の再構築 ●ホームページ「かわさきシニア応援サイト」の内容の充実 ●シニアリポーター運営事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア施策の着実な推進 	事業推進
生涯現役対策事業(再掲) 高齢者が地域でいきいきとした生活を送ることができる生きがいを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」の開催 ●シニア向け情報誌「楽笑」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「傾聴講座」、「パソコン講座」、「講演会」の開催 ●シニア向け情報誌「楽笑」の発行 	事業推進
高齢者就労支援事業(再掲) 希望する高齢者に仕事を提供し、就業機会を確保し、生きがいを社会参加の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センターに対する支援を通じた高齢者の就業の場の確保 	事業推進
社会教育振興事業(再掲) 市民の自主的な学習や自立した市民活動を区役所関係部署と連携しながら支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア関連事業の実施 ●地域課題等に対応した事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●シニア世代の社会参加支援事業の実施 ●新たな社会課題や地域課題に対応した社会教育事業の実施 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-5-(1)】 人権・共生施策の推進

主な取組① 多文化共生施策の推進

■現状と課題

- 2000 年度に 1.7%であった外国人市民の割合は、2010 年度には 2.3%となっていますが、その国籍や文化も多様化している状況の中で、地域の一員として、心豊かな生活を共に暮らしていける地域社会をつくるためには、それぞれの異なる文化を互いに尊重し合う多文化共生への市民の理解を広げることが必要です。
- 日本人児童・生徒と外国人児童・生徒の双方が、互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築くという心を育むことが重要です。

■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- 文化等の違いを豊かさとして活かし、すべての人が互いを認め合い、自立した市民として共に暮らすことができる社会の実現をめざす「多文化共生社会推進指針」に基づき、行政サービスの充実や社会参加の促進などの施策の推進を図るとともに、市民等の意識啓発を行います。
- 地域社会の構成員である外国人市民に対して、諸問題の調査審議を行う機会を保障し、市政への参加を推進するために設置されている「外国人市民代表者会議」から出される提言を尊重し、外国人施策を推進します。
- 異なる文化を持つ地域の外国人市民を学校に講師として派遣する「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013 年度)の具体的な取組	2014 年度以降
外国人市民施策推進事業 国籍や民族、文化の違いを認め合い、市民として共に暮らすことができる多文化共生社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2期多文化共生施策検討委員会」による施策の検証・評価 ●「第8期外国人市民代表者会議」代表者の委嘱及び会議の運営 ●「多文化共生社会推進指針」の具体的な施策の進捗管理及び施策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第3期多文化共生施策検討委員会」の設置と施策の検証・評価 ●「第8期外国人市民代表者会議」の運営及び提言の取りまとめ ●「第9期外国人市民代表者会議」代表者の委嘱及び提言の取りまとめ ●「多文化共生社会推進指針」の具体的な施策の進捗管理及び施策の推進 	事業推進
多文化共生教育推進事業 (再掲) 互いの文化を尊重し合い、共に生きる地域社会を築こうとする意識を育むために、学校に講師を派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校へ外国人市民等の講師を派遣する「民族文化講師ふれあい事業」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校へ外国人市民等の講師を派遣する「民族文化講師ふれあい事業」の実施 	事業推進

【基本施策 Ⅲ-5-(2)】男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

主な取組① 男女共同参画社会の形成

■現状と課題

- 男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進するにあたり、地域や職場などあらゆる分野への女性の参画が必要となっています。
- 配偶者からの暴力（DV）の相談件数が増加傾向にあることから、DV被害者の安全確保や支援に向けた取組が必要となっています。
- 男女が共に家事や子育て、介護にかかわれるよう、地域全体で支える環境をつくるなど、多様な働き方を支援することが求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「第2期川崎市男女平等推進行動計画」に基づき、「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進します。
- 「第3期川崎市男女平等推進行動計画」の2013年度策定に向けて、市民意識などの調査研究、検討協議を進めます。
- 「川崎市DV被害者支援基本計画」に基づき、DV防止及び被害者支援のための施策を推進します。
- 男女平等意識の確立を図るため、さまざまな機会を活用した広報・啓発活動や男女平等教育の推進を行い、職場、地域、家庭などあらゆる場における男女共同参画社会を実現するための環境整備を進め、地域や職場などあらゆる分野への女性の参画促進と家庭、育児、介護などへの男性の参画に向けた取組を推進します。
- 施策の推進拠点である男女共同参画センターについては、市民、施設利用者のニーズを反映した運営や事業実施を図り、また、市民及び市民団体等と協働した事業実施の充実に向けた取組を推進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
男女平等推進事業 「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざす「川崎市男女平等推進行動計画」に基づき、あらゆる施策において男女平等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●第2期男女平等推進行動計画に基づく進捗状況の調査・公表 ●男女平等フォーラム等の市民啓発事業の推進 ●川崎市DV被害者支援基本計画に基づく事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●第3期男女平等推進行動計画の策定 ●第2期男女平等推進行動計画に基づく進捗状況の調査・公表 ●男女平等フォーラム等の市民啓発事業の推進 ●川崎市DV被害者支援基本計画に基づく事業推進 	事業推進
女性保護事業 生活上さまざまな困難を抱える女性や、人権擁護を必要とする女性への相談・支援を適切に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活上さまざまな困難を抱える女性の相談・支援 ●関係部署・機関との連携による相談支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活上さまざまな困難を抱える女性の相談・支援 ●関係部署・機関との連携による相談支援体制の強化 	事業推進
緊急一時保護施設等支援事業 緊急避難した女性やその子どもが安心して生活できるよう、一時保護・自立支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急一時保護施設を運営する民間団体への支援 ●関係機関との連携による支援体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急一時保護施設を運営する民間団体への支援 ●関係機関との連携による支援体制の強化 	事業推進